

狭あい道路の拡幅整備に関する条例の事前協議申出書 添付図書一覧表

■提出部数 **2部**(正本・副本各1部ずつ提出が必要です。副本は写し可。)

- ・ 窓口にて、提出時に必要書類が未添付の場合は、受け付けできません。
- ・ 提出は、建築確認申請(建築確認申請を伴わない場合は、工事)の30日前までに必要です。

No.	自主管理	寄附	図書の名称	明示すべき事項	備考
1	○	○	事前協議申出書	必ず記載例を参考にしてください。	■押印不要。
2	○	○	案内図	申請敷地の位置・方位・道路及び目標となる地物	
3	○	○	公図	申請敷地の位置を着色	■写し可。インターネット取得可。(A3) ■3ヶ月以内に取得したもの。 ■後退用地の土地に係る対側地を含むもの。 →法務局又は登記情報提供サービスにて取得。
4	○	○	登記記録の全部事項証明書		■写し可。インターネット取得可。 ■3ヶ月以内に取得したもの。 ■登記住所と現住所が異なる場合は、住民票等の連続性がわかるもの。 →法務局又は登記情報提供サービスにて取得。
5	○	×	建築物等の予定配置図	必ず作成例を参考にしてください。	※受付時に予定配置図の内容を確認させていただきます。 チェックリストの項目を満たしていない場合、受付をお断りする場合があります。
6	○	×	予定配置図作成例兼チェックリスト	右側のチェックリストを確認し、必ず予定配置図に反映してください。	※作成例兼チェックリストも申出書に添付してください。
7	○	○	現況写真	撮影方向を記入	■道路の全景及び後退用地の状況がわかるもの。
8	○※	○※	関係権利者承諾書	必ず記載例を参考にしてください。	※申出者と土地所有者が異なる場合。 ※地上権や借地権等の権利がある場合。 ■権利者の自署による署名でない場合は、押印が必要。(認印可。)
9	○※	○※	引照図 実測平面図		※対象地及び対側地、隣地において、過去に公有地境界確認や後退用地寄附のための測量をしている場合。 →土木管理課(市役所西庁舎3階)にて取得。
10	○※	○※	地積測量図		※対象地及び道路、対側地、隣地に地積測量図がある場合。 ■写し可。 →法務局又は登記情報提供サービスにて取得。
11	×	○	寄附申込書	必ず記載例を参考にしてください。	■自署による署名でない場合は、実印の押印が必要。 付記事項を必ずご一読いただき、土地所有者のご了承のうえ提出してください。
12	×	○※	印鑑証明書		※寄附申込書が自署による署名でない場合。 ■現住所記載のもの。 →市民課(市役所東庁舎1階)にて取得。(コンビニ交付サービスあり。)

各書類の様式や記載例は市ホームページからダウンロードできます。

パソコンからはこちら
 [岡崎市トップページ]→[産業・ビジネス]→[建築・開発]
 →[狭あい道路整備]→[狭あい道路関係様式]
 →各添付ファイルをクリック

スマホからはこちら



[狭あい道路関係様式]